# 官報

（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）


## 目次


〔公　　告〕

諸　事　項

官庁
河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　一

裁判所
破産・免責・再生関係　二

特殊法人等
料金の額及び徴収期間の変更（首都高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社）・独立行政法人都市再生機構・日本弁護士連合会懲戒処分関係　七

地方公共団体
教育職員免許状失効・行旅死亡人　七三

会社その他
無縁墳墓等改葬関係　七三

会社決算公告


## 公　告

諸　事　項

### 河川法に基づく工作物返還に係る公示

利根川水系鬼怒川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年３月19日

関東地方整備局長　橋本　雅道

１　保管した船舶の名称又は種類、形状及び数量
船舶１艘
２　保管した船舶の放置されていた場所及び当該船舶を除却した日
⑴　保管した船舶の放置されていた場所　茨城県守谷市大木地先
⑵　当該船舶を除却した日　令和８年２月12日
３　当該船舶の保管を始めた日及び保管の場所
⑴　当該船舶の保管を始めた日　令和８年２月12日
⑵　保管の場所　茨城県守谷市野木崎3591―４地先
４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。
５　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19―１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話0480―52―3960

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年３月19日

関東地方整備局長　橋本　雅道

１　保管した船舶の名称又は種類、形状及び数量
船舶１艘
２　保管した船舶の放置されていた場所及び当該船舶を除却した日
⑴　保管した船舶の放置されていた場所　千葉県野田市三ツ堀地先
⑵　当該船舶を除却した日　令和８年２月９日
３　当該船舶の保管を始めた日及び保管の場所
⑴　当該船舶の保管を始めた日　令和８年２月９日
⑵　保管の場所　千葉県野田市目吹地先
４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。
５　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19―１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話0480―52―3960

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年３月19日

関東地方整備局長　橋本　雅道

１　保管した船舶の名称又は種類、形状及び数量
船舶２艘
２　保管した船舶の放置されていた場所及び当該船舶を除却した日
⑴　保管した船舶の放置されていた場所　千葉県野田市瀬戸地先
⑵　当該船舶を除却した日　令和８年２月９日
３　当該船舶の保管を始めた日及び保管の場所
⑴　当該船舶の保管を始めた日　令和８年２月９日
⑵　保管の場所　千葉県野田市目吹地先
４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。
５　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19―１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話0480―52―3960

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年３月19日

関東地方整備局長　橋本　雅道

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶２隻
２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
⑴　保管した工作物の放置されていた場所　群馬県邑楽郡千代田町赤岩地先
⑵　当該工作物を除却した日　令和８年２月12日